

（仮称）古賀地域エネルギー会社設立に係る協議会 募集要領

1 趣旨

脱炭素ブリッジが（※1）は、公民連携により、古賀市（以下「市」という。）の中堅・中小企業への脱炭素経営の普及を促進し、さらには、再生可能エネルギー等の地域資源を最大限活用して地域経済を循環させ、あわせて地域課題を解決し、地方創生に資する地域脱炭素の実現を図ることを目的として、現在35団体に加入いただき、目的の達成に向けて取組を行っているところである。

脱炭素ブリッジががその目的を達成するためには、さらに魅力ある取組を実施するとともに持続可能なものとしていく必要がある。このことから、第2回全体会議における意見をもとに、関心を表明いただいた方々による検討会にて議論を重ね、地域脱炭素事業等への投資を最優先とする（仮称）古賀地域エネルギー会社（以下「地域エネ会社」という。）を設立し、その地域エネ会社で脱炭素ブリッジがを運営する方向で、具体的な協議を継続することとなった。

また、脱炭素ブリッジがのゼロカーボンチャレンジャー（※2）でもある市は、公共施設で使用する電力をカーボンフリーの電力にし、公共施設における温室効果ガス排出量を実質ゼロにし、さらには、市全体の温室効果ガス排出量を実質ゼロにするという目標を持っている。市としても、公共施設の電力を地域エネ会社が供給するカーボンフリーの電力に切り替えること、また、脱炭素ブリッジがが目的を達成することは、市の目標達成にもつながると考える。

本要領は、（仮称）古賀地域エネルギー会社設立に係る協議会（以下「協議会」という。）に参加し、地域エネ会社の設立に向けた具体的な協議を行う意向のあるゼロカーボンチャレンジャー及び金融機関を、脱炭素ブリッジがの運営を行う市が、募集及び選定するため、必要事項を定めるものである。

（※1） 古賀市脱炭素経営支援プラットフォーム

（※2） 市内に事業所等を有し、脱炭素経営に取り組む者

2 協議会で予定する協議事項

協議会では、以下について説明を行い、議論を行う。

- (1) 事業スキーム、事業計画
- (2) 経営・組織体制（人材、出資割合等）
- (3) 事業スケジュール案
- (4) 定款、株主間契約
- (5) その他地域エネ会社設立に関し必要な事項

3 協議会の参加資格要件

- (1) 本要領の趣旨及び地域エネ会社設立の目的を理解し、賛同していること。
- (2) 脱炭素ブリッジこがに加入しているゼロカーボンチャレンジャー及び金融機関であること。業種・業態は問わないが、個人及び個人事業主は対象外とする。
- (3) 地域エネ会社を設立する際、発起人に名を連ねる用意があること。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続中の事業者ではないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 反社会的勢力に該当又は関係しない事業者であること。

4 事業者の選定方法

参加申出書兼誓約書を提出したゼロカーボンチャレンジャー及び金融機関に対して参加資格要件の確認を行い、協議会参加メンバーを選定する。

5 実施スケジュール

実施スケジュールは、次のとおりとする。

募集期間	令和8年1月28日（水）から2月27日（金）17時まで
参加申出書兼誓約書の提出期限	令和8年2月27日（金）17時まで（必着）
確認結果の通知	令和8年3月6日（金）まで
個別説明	参加申出書兼誓約書提出日から令和8年3月6日（金）までのうち30分程度を予定（日程調整後に確定）
第1回協議会	令和8年3月2日（月）から13日（金）までのうち、1時間程度を予定（日程調整後に確定）

6 参加申出の手続き

- (1) 募集要領及び参加申出書兼誓約書の配布

ア 配布期間

令和8年2月27日（金）17時まで（土日祝を除く。）

イ 配布場所

古賀市 市民部 環境課（脱炭素ブリッジこがホームページからダウン

ロードも可能)

(2) 参加申出書兼誓約書の提出

ア 受付期間

令和8年2月27日（金）17時まで（土日を除く。）

イ 提出場所

古賀市役所 市民部 環境課

ウ 提出方法

福岡電子申請サービス（HARP フォーム）、メール、郵送又は持参

（郵送の場合は、令和8年2月27日（金）17時必着とする。）

エ 提出書類及び部数

参加申出書兼誓約書（様式）1部

※ 参加申出書兼誓約書の提出に代えて福岡電子申請サービス（HARP フォーム）による参加申出も可能

7 参加要件の確認及び結果の通知

参加申出書兼誓約書の内容をもとに、参加資格要件に該当するかどうかを確認し、その結果を通知する。

8 個別説明の実施

参加申出書兼誓約書の提出者に対して、検討会での検討内容を個別に説明する。

9 協議会の開催

協議会を開催し、検討会での検討内容をもとに会社設立に向けた具体的協議を実施する。協議会で協議を行った最終案に合意いただける方を発起人として地域エネ会社を設立する。

10 留意事項

- (1) 参加申出書兼誓約書の提出その他本件参加申出に関する経費は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された参加申出書兼誓約書は返却しない。
- (3) 参加申出書兼誓約書は、参加要件の確認に関する事項以外で参加者に無断で使用しない。なお、確認に必要な範囲において複製をすることがある。
- (4) 提出期限以降における参加申出書兼誓約書の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 本件は、古賀市令和8年度当初予算成立を前提とした年度開始前の準備手

続きである。したがって、古賀市議会において当初予算が否決された場合や今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力を含む特別な事情により、本件が延期または中止となった場合は、公開後であっても、参加募集及び協議会の開催を中止する。この場合、参加者に対し、古賀市は一切の責任を負わない。

1 1 問い合わせ先

〒811-3192

福岡県古賀市駅東1丁目1-1

古賀市役所

古賀市 市民部 環境課 古田、有田

TEL:092-942-1127

E-mail:zerocarbon@city.koga.fukuoka.jp

福岡電子申請サービス (HARP フォーム) :

<https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/cietgnKy>

